通則

- 1 健康保険法第63条第1項第5号及び高齢者医療確保法第64条第1項第5号による入院及び看護の費用は、第1節から第4節までの各区分の所定点数により算定する。この場合において、特に規定する場合を除き、通常必要とされる療養環境の提供、看護及び医学的管理に要する費用は、第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。
- 2 同一の保険医療機関において、同一の患者につき、第1節の各区分に掲げる入院基本料(特別入院基本料、7対1特別入院基本料及び10対1特別入院基本料(以下「特別入院基本料等」という。)を含む。)、第3節の各区分に掲げる特定入院料及び第4節の各区分に掲げる短期滞在手術基本料を同一の日に算定することはできない。
- 3 別に厚生労働大臣が定める患者の場合には、特別入院基本料等又は区分番号A307に掲げる小児入院医療管理料を算定する場合を除き、入院日から起算して5日までの間は、区分番号A400の3に掲げる短期滞在手術基本料3を算定し、6日目以降は第1節の各区分に掲げる入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の各区分に掲げる特定入院料のいずれかを算定する。
- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、当該患者の主傷病 に係る入院基本料(特別入院基本料等を含む。)、特定入院料又は短期滞在手術基本料を算定 する。
- 5 第1節から第4節までに規定する期間の計算は、特に規定する場合を除き、保険医療機関に 入院した日から起算して計算する。ただし、保険医療機関を退院した後、同一の疾病又は負傷 により、当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関に入院した 場合には、急性増悪その他やむを得ない場合を除き、最初の保険医療機関に入院した日から起 算して計算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める入院患者数の基準又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機 関の入院基本料については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 7 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に限り、第1節(特別入院基本料等を含む。) 及び第3節の各区分に掲げる入院料の所定点数を算定する。

第1節 入院基本料

区分

A100 一般病棟入院基本料(1日につき)

1 7対1入院基本料

1,566点

2 10対1入院基本料

1,311点

3 13対1入院基本料

1,103点

4 15対1入院基本料

- 注1 療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料又は精神病棟入院基本料を算定する病棟以外の病院の病棟(以下この表において「一般病棟」という。)であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第6号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。
 - 2 注1に規定する病棟以外の一般病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、特別入院基本料として、575点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準であって7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係るものに適合するものとして地方厚生局長等に届け

出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、7対1特別入院基本料又は10対1特別入院基本料として、それぞれ1,244点又は1,040点を算定できる。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき 所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間 450点(特別入院基本料等については、300点)

- ロ 15日以上30日以内の期間 192点(特別入院基本料等については、155点)
- 4 13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟において、当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
- 5 13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設(以下この表において「介護老人保健施設」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(以下この表において「特別養護老人ホーム」という。)、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム(以下この表において「軽費老人ホーム」という。)、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム(以下この表において「有料老人ホーム」という。)等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。
- 6 当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 看護必要度加算1

30点

口 看護必要度加算2

- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行った場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、1日につき5点を所定点数に加算する。
- 8 注1から注3までの規定にかかわらず、13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては、特定患者(当該病棟に90日を超えて入院する患者(別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。)をいう。以下この表において同じ。)に該当する者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)については、特定入院基本料として939点を算定する。ただし、特別入院基本料等を算定する患者については、790点を算定する。
- 9 注8に規定する特定入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬(以下この表において「除外薬剤・注射薬」という。)の費用を除く。)は、所定点数に含まれるものとする。
- 10 退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険 医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料(特 別入院基本料等を含む。)は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定す る。

- 11 入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。
- 12 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に 掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
 - イ 総合入院体制加算
 - 口 地域医療支援病院入院診療加算
 - ハ 臨床研修病院入院診療加算
 - 二 救急医療管理加算
 - ホ 超急性期脳卒中加算
 - へ 妊産婦緊急搬送入院加算
 - ト 在宅患者緊急入院診療加算
 - チ 診療録管理体制加算
 - リ 医師事務作業補助体制加算
 - ヌ 急性期看護補助体制加算 (7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。)
 - ル 乳幼児加算・幼児加算
 - ヲ 難病等特別入院診療加算
 - ワ 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
 - カ 看護配置加算(注8に規定する特定入院基本料を算定するものを除く。)
 - ヨ 看護補助加算(注8に規定する特定入院基本料を算定するものを除く。)
 - タ 地域加算
 - レ 離島加算
 - ソ 療養環境加算
 - ツ HIV感染者療養環境特別加算
 - ネ 二類感染症患者療養環境特別加算
 - ナ 重症者等療養環境特別加算
 - ラ 小児療養環境特別加算
 - ム 無菌治療室管理加算
 - ウ 放射線治療病室管理加算
 - ヰ 緩和ケア診療加算
 - ノ 精神科リエゾンチーム加算
 - 才 強度行動障害入院医療管理加算
 - ク 重度アルコール依存症入院医療管理加算
 - ヤ 摂食障害入院医療管理加算
 - マ がん診療連携拠点病院加算
 - ケ 栄養サポートチーム加算
 - フ 医療安全対策加算
 - コ 感染防止対策加算
 - エ 患者サポート体制充実加算
 - テ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
 - ア ハイリスク妊娠管理加算
 - サ ハイリスク分娩管理加算
 - キ 退院調整加算
 - ユ 新生児特定集中治療室退院調整加算
 - メ 救急搬送患者地域連携紹介加算
 - ミ 救急搬送患者地域連携受入加算
 - シ 総合評価加算
 - ヱ 呼吸ケアチーム加算

- ヒ 後発医薬品使用体制加算(注8に規定する特定入院基本料を算定するものを 除く。)
- モ 病棟薬剤業務実施加算
- セ データ提出加算 (7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。)
- 13 13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、注1から注12までの規定にかかわらず、区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料1の例により算定する。

A101 療養病棟入院基本料(1日につき)

- 1 療養病棟入院基本料1
 - イ 入院基本料A 1,769点 (健康保険法第63条第2項第2号及び高齢者医療確保法第64条第2項第2号の療養(以下この表において「生活療養」という。)を受ける場合にあっては、1,755点)
 - 口 入院基本料 B 1,716点(生活療
 - ハ 入院基本料 C 1,435点(生活療剤
- ニ 入院基本料D
- ホ 入院基本料E
- へ 入院基本料 F
- ト 入院基本料G
- 4 1 12 世 未 W I I
- チ 入院基本料H
- リ 入院基本料 I
- 2 療養病棟入院基本料 2
 - イ 入院基本料A
 - ロ 入院基本料B
 - ハ 入院基本料C
 - ニ 入院基本料D
 - ホ 入院基本料E
 - へ 入院基本料 F
 - ト 入院基本料G
 - チ 入院基本料H
 - リ 入院基本料 I

- 1,716点(生活療養を受ける場合にあっては、1,702点)
- 1,435点(生活療養を受ける場合にあっては、1,421点)
- 1,380点(生活療養を受ける場合にあっては、1,366点)
- 1,353点(生活療養を受ける場合にあっては、1,339点)
- 1,202点(生活療養を受ける場合にあっては、1,188点) 945点(生活療養を受ける場合にあっては、931点)
 - 898点(生活療養を受ける場合にあっては、884点)
 - 796点(生活療養を受ける場合にあっては、782点)
- 1,706点(生活療養を受ける場合にあっては、1,692点)
- 1,653点(生活療養を受ける場合にあっては、1,639点)
- 1,372点(生活療養を受ける場合にあっては、1,358点)
- 1,317点(生活療養を受ける場合にあっては、1,303点)
- 1,290点(生活療養を受ける場合にあっては、1,276点)
- 1,139点(生活療養を受ける場合にあっては、1,125点)
 - 882点(生活療養を受ける場合にあっては、868点)
 - 835点(生活療養を受ける場合にあっては、821点)
 - 733点(生活療養を受ける場合にあっては、719点)
- 注1 病院の療養病棟(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床(以下この表において「療養病床」という。)に係る病棟として地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。)であって、看護配置、看護師比率、看護補助配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に係る区分及び当該患者の疾患、状態、ADL等について別に厚生労働大臣が定める区分に従い、当該患者ごとにそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注3のただし書に該当する場合には、当該基準に係る区分に従い、それぞれ1又は2の入院基本料Iを算定する。
 - 2 注1に規定する病棟以外の療養病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、特別入院基本料として、563点(生活療養を受ける場合にあっては、549点)を算定できる。
 - 3 療養病棟入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、 第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に 厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含み、別に厚

生労働大臣が定める薬剤及び注射薬の費用を除く。)は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。

- 4 入院患者が別に厚生労働大臣が定める状態の場合は、当該基準に従い、当該患者につき、褥瘡評価実施加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。
- 5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
- 6 当該病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者又は当該保険医療機関(急性期医療を担う保険医療機関に限る。)の一般病棟から転棟した患者については、転院、入院又は転棟した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援療養病床初期加算として、1日につき150点(療養病棟入院基本料1を算定する場合にあっては、1日につき300点)を所定点数に加算する。
- 7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に 掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
 - イ 地域医療支援病院入院診療加算
 - 口 臨床研修病院入院診療加算
 - ハ 在宅患者緊急入院診療加算
 - 二 診療録管理体制加算
 - ホ 乳幼児加算・幼児加算
 - へ 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
 - ト 地域加算
 - チ 離島加算
 - リ HIV感染者療養環境特別加算
 - ヌ 療養病棟療養環境加算
 - ル療養病棟療養環境改善加算
 - ヲ 重症皮膚潰瘍管理加算
 - ワ 栄養サポートチーム加算
 - 力 医療安全対策加算
 - ョ 感染防止対策加算
 - タ 患者サポート体制充実加算
 - レ 退院調整加算
 - ソ 救急搬送患者地域連携受入加算
 - ツ 地域連携認知症支援加算
 - ネ 総合評価加算
 - ナ 病棟薬剤業務実施加算
- 8 別に厚生労働大臣が指定する期間において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者及びその疑似症患者が入院した場合に区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料を算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、当該患者について、注1の規定にかかわらず、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の例により算定する。
- A102 結核病棟入院基本料(1日につき)
 - 1 7対1入院基本料

2 10対1入院基本料

1,311点

3 13対1入院基本料

1,103点 945点

4 15対1入院基本料

809点

5 18対1入院基本料 6 20対1入院基本料

763点

- 注1 病院(特定機能病院を除く。)の結核病棟(医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に係る病棟として地方厚生局長等に届出のあったものをいう。以下この表において同じ。)であって、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第6号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。
 - 2 注1に規定する病棟以外の結核病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、特別入院基本料として、550点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準であって7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係るものに適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、7対1特別入院基本料又は10対1特別入院基本料として、それぞれ1,158点又は954点を算定できる。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。
 - 3 注1及び注2の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める患者については 、特別入院基本料を算定する。
 - 4 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき 所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間

400点 (特別入院基本料等については、320点)

ロ 15日以上30日以内の期間

300点 (特別入院基本料等については、240点)

ハ 31日以上90日以内の期間

- 5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に 掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
 - イ 地域医療支援病院入院診療加算
 - 口 臨床研修病院入院診療加算
 - ハ 救急医療管理加算
 - 二 妊産婦緊急搬送入院加算
 - ホ 在宅患者緊急入院診療加算
 - へ 診療録管理体制加算
 - ト 乳幼児加算・幼児加算
 - チ 難病等特別入院診療加算 (難病患者等入院診療加算に限る。)
 - リ 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
 - ヌ 看護配置加算
 - ル 看護補助加算
 - ヲ 地域加算
 - ワ 離島加算
 - カ 療養環境加算
 - ヨ H I V 感染者療養環境特別加算
 - タ 二類感染症患者療養環境特別加算

- レ 医療安全対策加算
- ソ 感染防止対策加算
- ツ 患者サポート体制充実加算
- ネ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ナ ハイリスク妊娠管理加算
- ラ 退院調整加算
- ム 総合評価加算
- ウ 後発医薬品使用体制加算
- 中 病棟薬剤業務実施加算

A103 精神病棟入院基本料(1日につき)

1 10対1入院基本料 2 13対1入院基本料 1,251点 931点

2 13×1 八院基本科 3 15対1 入院基本料

811点

4 18対1入院基本料

723点

5 20対1入院基本料

669点

- 注1 病院(特定機能病院を除く。)の精神病棟(医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床に係る病棟として地方厚生局長等に届出のあったものをいう。以下この表において同じ。)であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
 - 2 注1に規定する病棟以外の精神病棟については、当分の間、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、特別入院基本料として、550点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準であって10対1入院基本料に係るものに適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、10対1特別入院基本料として、992点を算定できる。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。
 - 3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき 所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間

465点 (特別入院基本料等については、300点)

ロ 15日以上30日以内の期間

250点 (特別入院基本料等については、155点) 125点 (特別入院基本料等については、100点)

ハ 31日以上90日以内の期間ニ 91日以上180日以内の期間

10点

ホ 181日以上1年以内の期間

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が 地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者が別に厚生労働大臣が定める ものである場合には、入院した日から起算して3月以内の期間に限り、重度認知 症加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。
- 5 当該病棟に入院する患者が、入院に当たって区分番号A238-5に掲げる救 急搬送患者地域連携受入加算又は区分番号A238-7に掲げる精神科救急搬送 患者地域連携受入加算を算定したものである場合には、入院した日から起算して 14日を限度として、救急支援精神病棟初期加算として、1日につき100点を所定 点数に加算する。

- 6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に 掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
 - イ 地域医療支援病院入院診療加算
 - 口 臨床研修病院入院診療加算
 - ハ 救急医療管理加算
 - 二 妊産婦緊急搬送入院加算
 - ホ 在宅患者緊急入院診療加算
 - へ 診療録管理体制加算
 - ト乳幼児加算・幼児加算
 - チ 難病等特別入院診療加算 (難病患者等入院診療加算に限る。)
 - リ 特殊疾患入院施設管理加算
 - ヌ 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
 - ル 看護配置加算
 - ヲ 看護補助加算
 - ワ 地域加算
 - カ 離島加算
 - ョ 療養環境加算
 - タ H I V 感染者療養環境特別加算
 - レ 精神科措置入院診療加算
 - ソ 精神科応急入院施設管理加算
 - ツ 精神科隔離室管理加算
 - ネ 精神病棟入院時医学管理加算
 - ナ 精神科地域移行実施加算
 - ラ 精神科身体合併症管理加算(18対1入院基本料及び20対1入院基本料を算定 するものを除く。)
 - ム 強度行動障害入院医療管理加算
 - ウ 重度アルコール依存症入院医療管理加算
 - 中 摂食障害入院医療管理加算
 - ノ 医療安全対策加算
 - 才 感染防止対策加算
 - ク 患者サポート体制充実加算
 - 褥 瘡ハイリスク患者ケア加算 t
 - マ ハイリスク妊娠管理加算
 - ケ 救急搬送患者地域連携受入加算
 - フ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
 - コ 後発医薬品使用体制加算
 - ヱ 病棟薬剤業務実施加算
 - テ データ提出加算

A104 特定機能病院入院基本料(1日につき)

1 一般病棟の場合

1,566点 イ 7対1入院基本料

2 結核病棟の場合

口 10対1入院基本料 1,311点

イ 7対1入院基本料 口 10対1入院基本料

1,311点 ハ 13対1入院基本料 1,103点

3 精神病棟の場合

イ 7対1入院基本料

二 15対1入院基本料

1,322点

945点

1,566点

口 10対1入院基本料

ハ 13対1入院基本料

1,251点 931点

二 15対1入院基本料

850点

- 注1 特定機能病院の一般病棟、結核病棟又は精神病棟であって、看護配置、看護師 比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適 合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院して いる患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に 係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
 - 2 注1の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める患者については、区分番 号A102に掲げる結核病棟入院基本料の注3に規定する特別入院基本料の例に より算定する。
 - 3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき 所定点数に加算する。

イ 一般病棟の場合

(1) 14日以内の期間 712点

(2) 15日以上30日以内の期間 207点

ロ 結核病棟の場合

(1) 30日以内の期間 330点

(2) 31日以上90日以内の期間 200点

ハ 精神病棟の場合

(1) 14日以内の期間 505点

(2) 15日以上30日以内の期間 250点

(3) 31日以上90日以内の期間 125点

(4) 91日以上180日以内の期間 30点

(5) 181日以上1年以内の期間 15点

4 当該病棟 (精神病棟に限る。) に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、入院した日から起算して3月以内の期間に限り、重度認知症加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。

5 当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 看護必要度加算1

30点

口 看護必要度加算 2

- 6 当該病棟(一般病棟に限る。)に入院している特定患者については、注1及び 注3の規定にかかわらず、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注8 に規定する特定入院基本料の例により算定する。
- 7 退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険 医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料(一 般病棟に限る。)は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。
- 8 入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料(一般病棟に限る。)は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。
- 9 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に 掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
 - イ 臨床研修病院入院診療加算
 - 口 救急医療管理加算
 - ハ 超急性期脳卒中加算(一般病棟に限る。)
 - 二 好產婦緊急搬送入院加算

- ホ 在宅患者緊急入院診療加算
- へ 診療録管理体制加算
- ト 急性期看護補助体制加算(一般病棟に限る。)
- チ 乳幼児加算・幼児加算
- リ 難病等特別入院診療加算(二類感染症患者入院診療加算は一般病棟に限る。)
- ヌ 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
- ル 看護補助加算(特定入院基本料を算定するものを除く。)
- ヲ 地域加算
- ワ 離島加算
- 力 療養環境加算
- ョ HIV感染者療養環境特別加算
- タ 二類感染症患者療養環境特別加算 (一般病棟又は結核病棟に限る。)
- レ 重症者等療養環境特別加算(一般病棟に限る。)
- ソ 小児療養環境特別加算 (一般病棟に限る。)
- ツ 無菌治療室管理加算(一般病棟に限る。)
- ネ 放射線治療病室管理加算 (一般病棟に限る。)
- ナ 緩和ケア診療加算(一般病棟に限る。)
- ラ 精神科措置入院診療加算 (精神病棟に限る。)
- ム 精神科応急入院施設管理加算 (精神病棟に限る。)
- ウ 精神科隔離室管理加算 (精神病棟に限る。)
- 中 精神病棟入院時医学管理加算 (精神病棟に限る。)
- ノ 精神科地域移行実施加算 (精神病棟に限る。)
- オ 精神科身体合併症管理加算 (精神病棟に限る。)
- ク 精神科リエゾンチーム加算 (一般病棟に限る。)
- ヤ 強度行動障害入院医療管理加算 (一般病棟又は精神病棟に限る。)
- マ 重度アルコール依存症入院医療管理加算(一般病棟又は精神病棟に限る。)
- ケ 摂食障害入院医療管理加算(一般病棟又は精神病棟に限る。)
- フ がん診療連携拠点病院加算 (一般病棟に限る。)
- コ 栄養サポートチーム加算(一般病棟に限る。)
- 工 医療安全対策加算
- テ 感染防止対策加算
- ア 患者サポート体制充実加算
- サ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- キ ハイリスク妊娠管理加算
- ユ ハイリスク分娩管理加算(一般病棟に限る。)
- メ 退院調整加算 (精神病棟を除く。)
- ミ 新生児特定集中治療室退院調整加算(一般病棟に限る。)
- シ 救急搬送患者地域連携紹介加算(一般病棟に限る。)
- ヱ 総合評価加算 (精神病棟を除く。)
- ヒ 呼吸ケアチーム加算 (一般病棟に限る。)
- モ 後発医薬品使用体制加算(特定入院基本料を算定するものを除く。)
- セ 病棟薬剤業務実施加算
- ス データ提出加算(結核病棟を除く。)

A105 専門病院入院基本料(1日につき)

1 7対1入院基本料

1,566点

2 10対1入院基本料

1,311点

3 13対1入院基本料

1,103点

注1 専門病院(主として悪性腫瘍、循環器疾患等の患者を入院させる保険医療機関であって高度かつ専門的な医療を行っているものとして地方厚生局長等に届け出

たものをいう。以下この表において同じ。)の一般病棟であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第6号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。

2 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき 所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間

512点

ロ 15日以上30日以内の期間

207点

3 当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 看護必要度加算1

30点

口 看護必要度加算 2

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行った場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、1日につき5点を所定点数に加算する。
- 5 当該病棟に入院している特定患者については、注1及び注2の規定にかかわらず、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注8に規定する特定入院基本料の例により算定する。この場合において、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注8中「13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては、特定患者」とあるのは、「特定患者」とする。
- 6 退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。
- 7 入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。
- 8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に 掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
 - イ 臨床研修病院入院診療加算
 - 口 救急医療管理加算
 - ハ 超急性期脳卒中加算
 - 二 妊産婦緊急搬送入院加算
 - ホ 在宅患者緊急入院診療加算
 - へ 診療録管理体制加算
 - ト 医師事務作業補助体制加算
 - チ 急性期看護補助体制加算 (7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。)
 - リ 乳幼児加算・幼児加算
 - ヌ 難病等特別入院診療加算 (難病患者等入院診療加算に限る。)
 - ル 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
 - ヲ 看護補助加算(特定入院基本料を算定するものを除く。)
 - ワ 地域加算
 - カ 離島加算
 - ヨ 療養環境加算
 - タ HIV感染者療養環境特別加算

- レ 二類感染症患者療養環境特別加算
- ソ 重症者等療養環境特別加算
- ツ 小児療養環境特別加算
- ネ 無菌治療室管理加算
- ナ 放射線治療病室管理加算
- ラ 緩和ケア診療加算
- ム 精神科リエゾンチーム加算
- ウ 強度行動障害入院医療管理加算
- ヰ 重度アルコール依存症入院医療管理加算
- ノ 摂食障害入院医療管理加算
- オ がん診療連携拠点病院加算
- ク 栄養サポートチーム加算
- ヤ 医療安全対策加算
- マ 感染防止対策加算
- ケ 患者サポート体制充実加算
- フ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- コ ハイリスク妊娠管理加算
- 工 退院調整加算
- テ 新生児特定集中治療室退院調整加算
- ア 救急搬送患者地域連携紹介加算
- サ 総合評価加算
- キ 呼吸ケアチーム加算
- ユ 後発医薬品使用体制加算(特定入院基本料を算定するものを除く。)
- メ 病棟薬剤業務実施加算
- ミ データ提出加算 (7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。)

A106 障害者施設等入院基本料(1日につき)

1 7対1入院基本料

1,566点

2 10対1入院基本料

1,311点

3 13対1入院基本料

1,103点

4 15対1入院基本料

965点

注1 障害者施設等一般病棟(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に 規定する医療型障害児入所施設(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障 害児(同法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。)を入所させるもの に限る。)及びこれらに準ずる施設に係る一般病棟並びに別に厚生労働大臣が定 める重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者又は難 病患者等を主として入院させる病棟に関する施設基準に適合しているものとして 、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟をいう。以下この表におい て同じ。)であって、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に 届け出た一般病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除 く。)について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき 所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間

312点

ロ 15日以上30日以内の期間

167点 呆険医療

3 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に

限り2,000点を所定点数に加算する。

- 4 当該病棟に入院している特定患者については、注1及び注2の規定にかかわら ず、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注8に規定する特定入院基 本料の例により算定する。この場合において、区分番号A100に掲げる一般病 棟入院基本料の注8中「13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟 以外の病棟においては、特定患者」とあるのは、「特定患者」とする。
- 5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に 掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
 - イ 臨床研修病院入院診療加算
 - 口 在宅患者緊急入院診療加算
 - ハ 診療録管理体制加算
 - 二 医師事務作業補助体制加算
 - ホ 乳幼児加算・幼児加算
 - へ 難病等特別入院診療加算 (難病患者等入院診療加算に限る。)
 - 卜 特殊疾患入院施設管理加算
 - チ 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
 - リ 看護配置加算
 - ヌ 看護補助加算(特定入院基本料を算定するものを除く。)
 - ル地域加算
 - ヲ 離島加算
 - ワ 療養環境加算
 - カ HIV感染者療養環境特別加算
 - ョ 二類感染症患者療養環境特別加算
 - タ 重症者等療養環境特別加算
 - レ 強度行動障害入院医療管理加算
 - ソ 医療安全対策加算
 - ツ 感染防止対策加算
 - ネ 患者サポート体制充実加算
 - ナ 褥 瘡ハイリスク患者ケア加算
 - ラ 退院調整加算
 - ム 救急搬送患者地域連携受入加算
 - ウ 後発医薬品使用体制加算(特定入院基本料を算定するものを除く。)

A107 削除

A108 有床診療所入院基本料(1日につき)

1 有床診療所入院基本料1

イ 14日以内の期間 771点 ロ 15日以上30日以内の期間 601点 ハ 31日以上の期間 511点

2 有床診療所入院基本料 2

イ 14日以内の期間 691点 ロ 15日以上30日以内の期間 521点 ハ 31日以上の期間

3 有床診療所入院基本料3

イ 14日以内の期間 511点

ロ 15日以上30日以内の期間

381点 351点

471点

ハ 31日以上の期間

注1 有床診療所(療養病床に係るものを除く。)であって、看護配置その他の事項 につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局 長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該基 準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して7日を限度として、有床診療所一般病床初期加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。
- 4 夜間の緊急体制確保につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している ものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している 患者については、夜間緊急体制確保加算として、1日につき所定点数に15点を加 算する。
- 5 医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者(有床診療所入院基本料1又は有床診療所入院基本料2を現に算定している患者に限る。)については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 医師配置加算1

88点

口 医師配置加算 2

60点

6 看護配置につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者(有床 診療所入院基本料1又は有床診療所入院基本料2を現に算定している患者に限 る。)については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日 につき所定点数に加算する。

イ 看護配置加算1

25点

口 看護配置加算2

10点

ハ 夜間看護配置加算1

80点

二 夜間看護配置加算 2

- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、入院している患者を、当該入院の日から30日以内に看取った場合には、看取り加算として、1,000点(在宅療養支援診療所(区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。)にあっては、2,000点)を所定点数に加算する。
- 8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次 に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
 - イ 救急医療管理加算
 - 口 超急性期脳卒中加算
 - ハ 妊産婦緊急搬送入院加算
 - 二 在宅患者緊急入院診療加算
 - ホ 診療録管理体制加算
 - へ 乳幼児加算・幼児加算
 - ト 難病等特別入院診療加算 (難病患者等入院診療加算に限る。)
 - チ 特殊疾患入院施設管理加算
 - リ 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
 - ヌ 地域加算
 - ル 離島加算

- ヲ HIV感染者療養環境特別加算
- ワ 二類感染症患者療養環境特別加算
- 力 小児療養環境特別加算
- ヨ 無菌治療室管理加算
- タ 放射線治療病室管理加算
- レ 重症皮膚潰瘍管理加算
- ソ 有床診療所緩和ケア診療加算
- ツ 医療安全対策加算
- ネ 感染防止対策加算
- ナ 患者サポート体制充実加算
- ラ ハイリスク妊娠管理加算
- ム 退院調整加算
- ウ総合評価加算
- 中 後発医薬品使用体制加算
- 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関については、注1から注8までの規定にかかわらず、当該保険医療機関に入院している患者について、区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料の例により算定できる。

A109 有床診療所療養病床入院基本料(1日につき)

1 入院基本料A986点(生活療養を受ける場合にあっては、972点)2 入院基本料B882点(生活療養を受ける場合にあっては、868点)3 入院基本料C775点(生活療養を受ける場合にあっては、761点)4 入院基本料D613点(生活療養を受ける場合にあっては、599点)5 入院基本料E531点(生活療養を受ける場合にあっては、517点)

- 注1 有床診療所 (療養病床に係るものに限る。) であって、看護配置その他の事項 につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局 長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該患者の疾患、状態、ADL等について別に厚生労働大臣が定める区分に従い、当該 患者ごとにそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注3のただし書に該当する場合には、入院基本料Eを算定する。
 - 2 注1に規定する有床診療所以外の療養病床を有する有床診療所については、当 分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該有床診療所に入院している 患者について、特別入院基本料として、450点(生活療養を受ける場合にあって は、436点)を算定できる。
 - 3 有床診療所療養病床入院基本料を算定している患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬の費用を除く。)は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の療養病床以外へ転室又は別の保険医療機関の一般病棟若しくは有床診療所の療養病床以外の病室へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。
 - 4 入院患者が別に厚生労働大臣が定める状態の場合は、当該基準に従い、当該患者につき、褥瘡評価実施加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。
 - 5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
 - 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等

に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援療養病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、入院している患者を、当該入院の日から30日以内に看取った場合には、看取り加算として、1,000点(在宅療養支援診療所(区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。)にあっては、2,000点)を所定点数に加算する。
- 8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次 に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
 - イ 在宅患者緊急入院診療加算
 - 口 診療録管理体制加算
 - ハ 乳幼児加算・幼児加算
 - 二 超重症児(者)入院診療加算·準超重症児(者)入院診療加算
 - ホ 地域加算
 - へ 離島加算
 - ト HIV感染者療養環境特別加算
 - チ 診療所療養病床療養環境加算
 - リ 診療所療養病床療養環境改善加算
 - ヌ 重症皮膚潰瘍管理加算
 - ル 有床診療所緩和ケア診療加算
 - ヲ 医療安全対策加算
 - ワ 感染防止対策加算
 - カ 患者サポート体制充実加算
 - ョ 退院調整加算
 - タ 地域連携認知症支援加算
 - レ 総合評価加算
- 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関については、注1から注8までの規定にかかわらず、当該保険医療機関に入院している患者について、区分番号A108に掲げる有床診療所入院基本料の例により算定できる。

第2節 入院基本料等加算

区分

A200 総合入院体制加算(1日につき)

120点

注 急性期医療を提供する体制、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、総合入院体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

A201からA203まで 削除

A 2 0 4 地域医療支援病院入院診療加算(入院初日)

1,000点

注 地域医療支援病院である保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料 (特別入院基本料等を除く。)のうち、地域医療支援病院入院診療加算を算定でき るものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加 算する。

A 2 0 4 - 2 臨床研修病院入院診療加算(入院初日)

1 基幹型 40点

2 協力型

20点

注 医師法 (昭和23年法律第201号) 第16条の2第1項に規定する医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者 (第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術基本料のうち、臨床研修病院入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。) について、当該基準に係る区分に従い、現に臨床研修を実施している期間について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A205 救急医療管理加算(1日につき)

800点

- 注1 救急医療管理加算は、地域における救急医療体制の計画的な整備のため、入院可能な診療応需の態勢を確保する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該態勢を確保している日に救急医療を受け、緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院した日から起算して7日を限度として所定点数に加算する。
 - 2 救急医療管理加算を算定する患者が6歳未満である場合には、乳幼児加算として、400点を更に所定点数に加算する。
 - 3 救急医療管理加算を算定する患者が 6 歳以上15歳未満である場合には、小児加 算として、200点を更に所定点数に加算する。

A 2 0 5 - 2 超急性期脳卒中加算(入院初日)

12,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、超急性期脳卒中加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して、組織プラスミノーゲン活性化因子を投与した場合に、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 0 5 - 3 妊産婦緊急搬送入院加算 (入院初日)

7,000点

注 産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものにおいて、入院 医療を必要とする異常が疑われ緊急用の自動車等で緊急に搬送された妊産婦を入院 させた場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は 第3節の特定入院料のうち、妊産婦緊急搬送入院加算を算定できるものを現に算定 している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 0 6 在宅患者緊急入院診療加算(入院初日)

- 1 別の保険医療機関との連携により在宅療養支援診療所(区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。)又は在宅療養支援病院(区分番号C000に掲げる往診料の注1に規定する在宅療養支援病院をいう。)(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)の体制を確保している保険医療機関において、当該別の保険医療機関の求めに応じて行う場合 2,500点
- 2 連携医療機関である場合(1の場合を除く。)

2,000点

3 1及び2以外の場合

1,000点

注 別の保険医療機関(診療所に限る。)において区分番号C002に掲げる在宅時 医学総合管理料、区分番号C002-2に掲げる特定施設入居時等医学総合管理料 、区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料又は第2章第2部第2節第1 款の各区分に掲げる在宅療養指導管理料(区分番号C101に掲げる在宅自己注射 指導管理料を除く。)を入院した日の属する月又はその前月に算定している患者の病状の急変等に伴い、当該保険医療機関の医師の求めに応じて入院させた場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、在宅患者緊急入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 0 7 診療録管理体制加算(入院初日)

30点

注 診療録管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、診療録管理体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 0 7 - 2 医師事務作業補助体制加算(入院初日)

1	15対1補助体制加算	810点
2	20対1補助体制加算	610点
3	25対1補助体制加算	490点
4	30対1補助体制加算	410点
5	40対1補助体制加算	330点
6	50対1補助体制加算	255点
7	75対1補助体制加算	180点
8	100対1補助体制加算	138点

注 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を図るための医師事務作業の補助の体制 その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料 (特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、医師事務作業補助 体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日 に限り所定点数に加算する。

A207-3 急性期看護補助体制加算(1日につき)

 1
 25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上)
 160点

 2
 25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満)
 140点

 3
 50対1急性期看護補助体制加算
 120点

 4
 75寸は1条件間ではは10円
 20点

4 75対1急性期看護補助体制加算

80点

- 注1 病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)のうち、急性期看護補助体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。
 - 2 夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準 に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者に ついては、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞ れ更に所定点数に加算する。

イ 夜間50対1急性期看護補助体制加算

10点

口 夜間100対1急性期看護補助体制加算

5点

3 1及び2については、夜間における看護職員の配置につき別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院 している患者について、看護職員夜間配置加算として、1日につき50点を更に所 定点数に加算する。

A208 乳幼児加算・幼児加算(1日につき)

1 乳幼児加算

イ 病院の場合 (特別入院基本料等を算定する場合を除く。) 333点 ロ 病院の場合 (特別入院基本料等を算定する場合に限る。) 289点

ハ 診療所の場合

289点

2 幼児加算

イ 病院の場合(特別入院基本料等を算定する場合を除く。)

283点

ロ 病院の場合(特別入院基本料等を算定する場合に限る。)

239点

ハ 診療所の場合

239点

- 注1 乳幼児加算は、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関に入院している3歳未満の乳幼児(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。
 - 2 幼児加算は、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関に入院している3歳以上6歳未満の幼児(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。) 又は第3節の特定入院料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定できるものを現に 算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

A 2 0 9 削除

A210 難病等特別入院診療加算(1日につき)

1 難病患者等入院診療加算

250点

2 二類感染症患者入院診療加算

250点

- 注1 難病患者等入院診療加算は、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として保険 医療機関に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める状態にあるも の(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料 のうち、難病等特別入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限 る。)について、所定点数に加算する。
 - 2 二類感染症患者入院診療加算は、感染症法第6条第15項に規定する第二種感染症指定医療機関である保険医療機関に入院している同条第3項に規定する二類感染症の患者及び同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者並びにそれらの疑似症患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、難病等特別入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

A 2 1 1 特殊疾患入院施設管理加算(1日につき)

350点

注 重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病院の病棟又は有床診療所に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟又は有床診療所に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)のうち、特殊疾患入院施設管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。ただし、この場合において、難病等特別入院診療加算は算定しない。

- A 2 1 2 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算(1日につき)
 - 1 超重症児(者)入院診療加算

イ 6歳未満の場合

800点

ロ 6歳以上の場合

400点

2 準超重症児(者)入院診療加算

イ 6歳未満の場合

200点

ロ 6歳以上の場合

100点

注1 超重症児(者)入院診療加算は、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険 医療機関に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める超重症の状態 にあるもの(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特 定入院料のうち、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算 を算定できるものを現に算定している患者に限る。) について、所定点数に加算する。

- 2 準超重症児(者)入院診療加算は、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める準超重症の状態にあるもの(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。
- 3 当該患者が自宅から入院した患者又は他の保険医療機関から転院してきた患者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A301に掲げる特定集中治療室管理料の注2に規定する小児加算、区分番号A301-4に掲げる小児特定集中治療室管理料、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことのある者である場合には、入院した日から起算して5日を限度として、救急・在宅重症児(者)受入加算として、1日につき200点を更に所定点数に加算する。

A 2 1 2 - 2 削除

A213 看護配置加算(1日につき)

12点

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出て当該基準による看護を行う病棟に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料ののうち、看護配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

A214 看護補助加算(1日につき)

1 看護補助加算1

109点

2 看護補助加算2

84点

3 看護補助加算3

56点

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出て当該基準による看護を行う病棟に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、看護補助加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。

A215からA217まで 削除

A 2 1 8 地域加算(1日につき)

1	1級地	18点
2	2級地	15点
3	3級地	12点
4	4級地	10点
5	5級地	6 点
6	6級地	3 点

注 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術基本料のうち、地域加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、同令で定める級地区分に準じて、所定点数に加算する。

A218-2 離島加算 (1日につき)

18点

注 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者(第 1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)、第3節の特定入院料又は第4節 の短期滞在手術基本料のうち、離島加算を算定できるものを現に算定している患者

A219 療養環境加算(1日につき)

25点

注 1床当たりの平均床面積が8平方メートル以上である病室(健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者医療確保法第64条第2項第4号に規定する選定療養としての特別の療養環境の提供に係るものを除く。)として保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、療養環境加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

A220 HIV感染者療養環境特別加算(1日につき)

1 個室の場合 350点

2 2人部屋の場合

150点

注 HIV感染者療養環境特別加算は、保険医療機関に入院している後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、HIV感染者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、小児療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。)について、所定点数に加算する。

A220-2 二類感染症患者療養環境特別加算(1日につき)

1 個室加算 300点

2 陰圧室加算 200点

注 保険医療機関に入院している感染症法第6条第3項に規定する二類感染症に感染している患者及び同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者並びにそれらの疑似症患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、二類感染症患者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、必要を認めて個室又は陰圧室に入院させた場合に、個室加算又は陰圧室加算として、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 2 1 重症者等療養環境特別加算(1日につき)

1 個室の場合

300点

2 2人部屋の場合

150点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地 方厚生局長等に届け出た病室に入院している重症者等(第1節の入院基本料(特別 入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、重症者等療養環境特別加 算を算定できるものを現に算定している患者に限り、小児療養環境特別加算又は無 菌治療室管理加算を算定するものを除く。)について、所定点数に加算する。

A221-2 小児療養環境特別加算(1日につき)

300点

注 治療上の必要があって、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、個室に入院した15歳未満の小児(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、小児療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、HIV感染者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。)について、所定点数に加算する。

A222 療養病棟療養環境加算(1日につき)

1 療養病棟療養環境加算1

132点

2 療養病棟療養環境加算2

115点

注 療養病棟であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)のうち、療養病棟療養環境加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。

A222-2 療養病棟療養環境改善加算(1日につき)

1 療養病棟療養環境改善加算1

80点

2 療養病棟療養環境改善加算 2

20点

注 療養病棟であって、療養環境の改善につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院して いる患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)のうち、療養病棟療 養環境改善加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当 該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。

A 2 2 3 診療所療養病床療養環境加算(1日につき)

100点

注 診療所の療養病床であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している ものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者につ いて、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。

A223-2 診療所療養病床療養環境改善加算(1日につき)

35点

注 診療所の療養病床であって、療養環境の改善につき別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに 入院している患者について、所定点数に加算する。

A224 無菌治療室管理加算(1日につき)

1 無菌治療室管理加算1

3,000点

2 無菌治療室管理加算2

2,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地 方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があって無菌治療室管理が行 われた入院患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の 特定入院料のうち、無菌治療室管理加算を算定できるものを現に算定している患者 に限り、HIV感染者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算又は小児療養 環境特別加算を算定するものを除く。)について、当該基準に係る区分に従い、90 日を限度として所定点数に加算する。

A 2 2 5 放射線治療病室管理加算 (1日につき)

2,500点

注 治療上の必要があって、保険医療機関において、放射線治療病室管理が行われた 入院患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入 院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に 限る。)について、所定点数に加算する。

A 2 2 6 重症皮膚潰瘍管理加算(1日につき)

18点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重症皮膚潰瘍を有している患者に対して、当該保険医療機関が計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)のうち、重症皮膚潰瘍管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

A 2 2 6 - 2 緩和ケア診療加算(1 日につき)

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、必要な診療を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。) 又は第3節の特定入院料のうち、緩和ケア診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。
 - 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものにおいては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、200点を所定点数に加算することができる。
 - 3 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、100点を更に所 定点数に加算する。

A226-3 有床診療所緩和ケア診療加算(1日につき)

150点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た診療所である保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、必 要な診療を行った場合に、当該患者について、所定点数に加算する。

A 2 2 7 精神科措置入院診療加算(入院初日)

2,500点

注 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条又は 第29条の2に規定する入院措置に係る患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料 等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、精神科措置入院診療加算を算定でき るものを現に算定している患者に限る。)について、当該措置に係る入院初日に限 り所定点数に加算する。

A 2 2 8 精神科応急入院施設管理加算(入院初日)

2,500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第1項に規定する入院等に係る患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、精神科応急入院施設管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該措置に係る入院初日に限り所定点数に加算する。

A229 精神科隔離室管理加算(1日につき)

220点

注 精神科を標榜する病院である保険医療機関において、入院中の精神障害者である 患者に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第3項の規定に基 づいて隔離を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を 含む。)のうち、精神科隔離室管理加算を算定できるものを現に算定している患者 に限る。)について、月7日に限り、所定点数に加算する。ただし、同法第33条の 4第1項に規定する入院に係る患者について、精神科応急入院施設管理加算を算定 した場合には、当該入院中は精神科隔離室管理加算を算定しない。

A 2 3 0 精神病棟入院時医学管理加算(1日につき)

5点

注 医師の配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た精神病棟に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)のうち、精神病棟入院時医学管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

A230-2 精神科地域移行実施加算(1日につき)

10点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神病棟における入院期間が5年を超える患者に対して、退院調整を実施し、計画的に地域への移行を進めた場合に、当該保険医療機関の精神病棟に入院した患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。) 又は第3節の特定入院料のうち、精神科地域移行実施加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

A230-3 精神科身体合併症管理加算(1日につき)

450点

注 精神科を標榜する病院であって別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める身体合併症を有する精神障害者である患者に対して必要な治療を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、精神科身体合併症管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該疾患の治療開始日から起算して7日を限度として所定点数に加算する。

A230-4 精神科リエゾンチーム加算(週1回)

200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関において、抑うつ若しくはせん妄を有する患者、精神疾患を 有する患者又は自殺企図により入院した患者に対して、当該保険医療機関の精神科の医師、看護師、精神保健福祉士等が共同して、当該患者の精神症状の評価等の必要な診療を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、精神科リエゾンチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

A 2 3 1 削除

A231-2 強度行動障害入院医療管理加算(1日につき)

300点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、強度行動障害入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、所定点数に加算する。

A231-3 重度アルコール依存症入院医療管理加算(1日につき)

1 30日以内

200点

2 31日以上60日以内

100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、重度アルコール依存症入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、入院した日から起算して60日を限度として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 3 1 - 4 摂食障害入院医療管理加算(1日につき)

1 30日以内

200点

2 31日以上60日以内

100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、摂食障害入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、入院した日から起算して60日を限度として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 3 2 がん診療連携拠点病院加算(入院初日)

500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に、別の保険医療機関等からの紹介により入院した悪性腫瘍と診断された患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術基本料のうち、がん診療連携拠点病院加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 3 3 削除

A 2 3 3 - 2 栄養サポートチーム加算 (週 1 回)

200点

注1 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、栄養管理を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等が共同して必要な診療を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、栄養サポートチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、週1回(療養病棟入院基本料を算定している患者については、入院した日から起算して1月以内の期間にあっては週1回、入院した日から起算して1月を超え6月以内の期間にあっては月1回)に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、

区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料及び区分番号B001-2-3に掲げる乳幼児育児栄養指導料は別に算定できない。

2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保 険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと して地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にか かわらず、当該加算の点数に代えて、100点を所定点数に加算することができる。

A 2 3 4 医療安全対策加算(入院初日)

1 医療安全対策加算1

85点

2 医療安全対策加算2

35点

注 別に厚生労働大臣が定める組織的な医療安全対策に係る施設基準に適合している ものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の 入院基本料(特別入院基本料等を除く。)、第3節の特定入院料又は第4節の短期 滞在手術基本料のうち、医療安全対策加算を算定できるものを現に算定している患 者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限りそれぞれ所定 点数に加算する。

A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算(入院初日)

1 感染防止対策加算1

400点

2 感染防止対策加算2

100点

- 注1 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術基本料のうち、感染防止対策加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限りそれぞれ所定点数に加算する。
 - 2 感染防止対策加算1を算定する保険医療機関であって、感染防止対策に関する 医療機関の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているも のとして地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者については、感染防 止対策地域連携加算として、更に所定点数に100点を加算する。

A 2 3 4 - 3 患者サポート体制充実加算(入院初日)

70点

注 患者に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している ものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の 入院基本料(特別入院基本料等を除く。)、第3節の特定入院料又は第4節の短期 滞在手術基本料のうち、患者サポート体制充実加算を算定できるものを現に算定し ている患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 3 5 削除

A236 褥瘡ハイリスク患者ケア加算(入院中1回)

500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、重点的な褥瘡ケアを行う必要を認め、計画的な褥瘡対策が行われた場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。

A236-2 ハイリスク妊娠管理加算 (1日につき)

1,200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、ハイリスク妊娠管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院中にハイリスク妊娠管理を行った場合に、1入院に限り20日を限度として所定点数に加算する。

3,200点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、ハイリスク分娩管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、分娩を伴う入院中にハイリスク分娩管理を行った場合に、1入院に限り8日を限度として所定点数に加算する。
 - 2 ハイリスク分娩管理と同一日に行うハイリスク妊娠管理に係る費用は、ハイリスク分娩管理加算に含まれるものとする。

A 2 3 8 退院調整加算(退院時 1 回)

1 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)、専門病院 入院基本料、有床診療所入院基本料又は特定一般病棟入院料を算定している患者が 退院した場合

イ 14日以内の期間

340点

ロ 15日以上30日以内の期間

150点

ハ 31日以上の期間

50点

2 療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(結核病棟に限る。)、有床診療所療養病床入院基本料、障害者施設等入院基本料、特定入院 基本料、特殊疾患入院医療管理料又は特殊疾患病棟入院料を算定している患者が退 院した場合

イ 30日以内の期間

800点

ロ 31日以上90日以内の期間

600点

ハ 91日以上120日以内の期間

400点

ニ 121日以上の期間

200点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、退院困難な要因を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望するもの(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、退院調整加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)に対して、退院調整を行った場合に、入院患者の入院期間に応じ、退院時1回に限り、所定点数に加算する。
 - 2 保険医療機関が、患者の同意を得て、疾患名、当該保険医療機関の退院基準、 退院後に必要とされる診療等在宅での療養に必要な事項を記載した退院支援計画 を策定し、当該患者に説明し、文書により提供するとともに、当該患者の退院後 の治療等を担う別の保険医療機関と共有した場合には、地域連携計画加算として 、更に所定点数に300点を加算する。

A 2 3 8 - 2 削除

A 2 3 8 - 3 新生児特定集中治療室退院調整加算

1 新生児特定集中治療室退院調整加算1(退院時1回)

600点

2 新生児特定集中治療室退院調整加算2

イ 退院支援計画作成加算(入院中1回)

600点

口 退院加算(退院時1回)

600点

注1 新生児特定集中治療室退院調整加算1は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該保険 医療機関に入院している患者(新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定する ものを除く。)であって、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理 料又は区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことが ある患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定 入院料のうち、新生児特定集中治療室退院調整加算を算定できるものを現に算定 している患者に限る。) に対して、退院調整を行った場合に、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。

- 2 新生児特定集中治療室退院調整加算2の退院支援計画作成加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該保険医療機関に入院している患者(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)であって、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことがある患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、新生児特定集中治療室退院調整加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)に対して、退院調整を行った場合に、入院中に1回に限り、所定点数に加算する。
- 3 新生児特定集中治療室退院調整加算2の退院加算は、退院支援計画作成加算を 算定した患者が当該退院支援計画に基づく退院調整により退院した場合に、退院 時に1回に限り、更に所定点数に加算する。

A 2 3 8 - 4 救急搬送患者地域連携紹介加算(退院時1回)

1,000点

注 急性期医療を担う保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、緊急に入院した患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、救急搬送患者地域連携紹介加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該入院した日から起算して7日以内に、当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で他の保険医療機関に転院させた場合に、退院時に1回限り、所定点数に加算する。この場合において、区分番号A238に掲げる退院調整加算、区分番号B005-2に掲げる地域連携診療計画管理料又は区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)は、別に算定できない。

A 2 3 8 - 5 救急搬送患者地域連携受入加算(入院初日)

2.000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関において区分番号A238-4に掲げる救急搬送患者地域連携紹介加算を算定した患者を入院させた場合、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、救急搬送患者地域連携受入加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り、所定点数に加算する。この場合において、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)は、別に算定できない。

A 2 3 8 - 6 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算(退院時1回)

1,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、緊急に入院した患者(第3節の特定入院料のうち、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該入院した日から起算して60日以内に、当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で、他の保険医療機関に転院させた場合に、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 3 8 - 7 精神科救急搬送患者地域連携受入加算(入院初日)

2,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関において区分番号A238-6に掲げる精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を算定した患者を入院させた場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、精神科救急搬送患者地域連携受入加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 3 8 - 8 地域連携認知症支援加算

1,500点

注 認知症に対する短期的かつ集中的な治療のため、保険医療機関が当該患者に係る 診療情報を文書により提供した上で他の保険医療機関の病棟(区分番号A314に 掲げる認知症治療病棟入院料を算定する病棟(以下この区分番号において「認知症治療病棟入院料算定病棟」という。)に限る。)に転院させた場合であって、当該転院の日から60日以内に、当該認知症治療病棟入院料算定病棟から再び当該保険医療機関に入院した場合には、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)のうち、地域連携認知症支援加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該再入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 3 8 - 9 地域連携認知症集中治療加算(退院時1回)

1,500点

注 認知症に対する短期的かつ集中的な治療のため、他の保険医療機関の病棟(区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料を算定する病棟に限る。)又は病床(区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する病床に限る。)から転院してきた患者について必要な診療を行い、当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で、当該転院の日から60日以内に当該他の保険医療機関の病棟又は病床に再び転院させた場合に、当該患者(第3節の特定入院料のうち、地域連携認知症集中治療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、退院時に所定点数に加算する。

A 2 3 9 削除

A 2 4 0 総合評価加算(入院中1回)

100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、入院中の患者であって、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条各号に規定する疾病を有する40歳以上65歳未満のもの又は65歳以上のもの(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、総合評価加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)に対して、当該患者の基本的な日常生活能力、認知機能、意欲等について総合的な評価を行った場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 4 1 削除

A242 呼吸ケアチーム加算(週1回)

150点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、臨床工学技士、理学療法士等が共同して、人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、呼吸ケアチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、週1回に限り所定点数に加算する。ただし、区分番号B011-4に掲げる医療機器安全管理料の1は別に算定できない。

A 2 4 3 後発医薬品使用体制加算(入院初日)

1 後発医薬品使用体制加算1

35点

2 後発医薬品使用体制加算2

28点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(別に厚生労働大臣が定める患者を除き、第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、後発医薬品使用体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該施設基準に係る区分に従い、それぞれ入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 4 4 病棟薬剤業務実施加算(週1回)

100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者について、薬剤師が病棟において病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施している場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)

のうち、病棟薬剤業務実施加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。) について、週1回に限り所定点数に加算する。この場合において、療養病棟入院基 本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料(精神病棟に限る。)を算 定している患者については、入院した日から起算して4週間を限度とする。

A 2 4 5 データ提出加算(入院中1回)

1 データ提出加算1

イ 200床以上の病院の場合 100点

ロ 200床未満の病院の場合 150点

2 データ提出加算2

イ 200床以上の病院の場合 110点

ロ 200床未満の病院の場合

160点

7,901点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、 手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出してい る場合に、当該保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院 基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、データ提出加算を算定できる ものを現に算定している患者に限る。) について、当該基準に係る区分に従い、入 院中1回に限り、退院時又は転棟時に、所定点数に加算する。

第3節 特定入院料

区分

A 3 0 0 救命救急入院料(1日につき)

1 救命救急入院料1

イ	3日以内の期間	9,711点
口	4日以上7日以内の期間	8,786点
<i>/</i> \	8日以上14日以内の期間	7,501点

2 救命救急入院料 2

イ	3日以内の期間	11,211点
口	4日以上7日以内の期間	10,151点
<i>/</i> \	8日以上14日以内の期間	8,901点

3 救命救急入院料3

イ 救命救急入院料

(1)	3日以内の期間	9,711点
(2)	4日以上7日以内の期間	8,786点
(3)	8日以上14日以内の期間	7.501点

口 広範囲熱傷特定集中治療管理料

(3) 8日以上60日以内の期間

(1)	3日以内の期間	9,711点
(2)	4日以上7日以内の期間	8,786点

4 救命救急入院料4

イ 救命救急入院料

•		2000 2000 40011	
((1)	3日以内の期間	11,211点
((2)	4日以上7日以内の期間	10, 151点
((3)	8日以上14日以内の期間	8,901点

(2) 4日以上7日以内の期間	10, 151点
(3) 8日以上14日以内の期間	8,901点
口 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(1) 3日以内の期間	11,211点
(2) 4日以上7日以内の期間	10,151点
(3) 8日以上14日以内の期間	8,901点
(4) 15日以上60日以内の期間	7,901点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等

に届け出た保険医療機関において、重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分(救命救急入院料3及び救命救急入院料4に限る。)に従い、14日(別に厚生労働大臣が定める状態の患者(救命救急入院料3又は救命救急入院料4に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。)にあっては60日)を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 当該保険医療機関において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を 有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該保険医療機関の精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項に規定する精神保健指定医(以 下この表において「精神保健指定医」という。)又は精神科の医師が、当該患者 の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指定医等による 最初の診療時に限り、所定点数に3,000点を加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において救命救急医療が行われた場合には、1日につき 所定点数に1,000点を加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において救命救急医療が行われた場合には、1日につき 所定点数に500点を加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において救命救急医療が行われた場合には、1日につき 所定点数に100点を加算する。
- 6 注 5 に規定する加算を算定する保険医療機関において、急性薬毒物中毒の患者 に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り所定点数に5,000点 を加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合には、小児加算として、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。
- 8 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13 部病理診断のうち次に掲げるものは、救命救急入院料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

- ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算(特定機能病院の病棟を除く。)、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算を除く。)
- ハ 第2章第3部の各区分の検査(同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。)
- ニ 点滴注射
- ホ 中心静脈注射
- へ 酸素吸入(使用した酸素及び窒素の費用を除く。)
- ト 留置カテーテル設置
- チ 第13部第1節の病理標本作製料
- A301 特定集中治療室管理料(1日につき)
 - 1 特定集中治療室管理料1

イ 7日以内の期間

9,211点

ロ 8日以上14日以内の期間

7,711点

2 特定集中治療室管理料 2

イ 特定集中治療室管理料

(1) 7日以内の期間

9,211点

(2) 8日以上14日以内の期間

7,711点

- 口 広範囲熱傷特定集中治療管理料
 - (1) 7日以内の期間

9,211点

(2) 8日以上60日以内の期間

7 901点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分(特定集中治療室管理料2に限る。)に従い、14日(別に厚生労働大臣が定める状態の患者(特定集中治療室管理料2に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。)にあっては60日)を限度として、それぞれ所定点数を算定する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 7日以内の期間

2,000点

ロ 8日以上14日以内の期間

1,500点

3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13 部病理診断のうち次に掲げるものは、特定集中治療室管理料に含まれるものとす る。

イ 入院基本料

- ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん診療連携拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算を除く。)
- ハ 第2章第3部の各区分の検査(同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。)
- ニ 点滴注射
- ホ 中心静脈注射
- へ 酸素吸入(使用した酸素及び窒素の費用を除く。)
- ト 留置カテーテル設置
- チ 第13部第1節の病理標本作製料

A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料(1日につき)

4,511点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において、必要があってハイケアユニット入院医療管理 が行われた場合に、21日を限度として算定する。
 - 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13 部病理診断のうち次に掲げるものは、ハイケアユニット入院医療管理料に含まれ るものとする。

イ 入院基本料

- 口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産 婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神 科リエゾンチーム加算、がん診療連携拠点病院加算、医療安全対策加算、感染 防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、 新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬 送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算を除く。)
- ハ 第2章第3部の各区分の検査(同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。)
- 二 点滴注射

- ホ 中心静脈注射
- へ 酸素吸入(使用した酸素及び窒素の費用を除く。)
- ト 留置カテーテル設置
- チ 第13部第1節の病理標本作製料

A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料(1日につき)

5,711点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、脳梗塞、脳出血又はくも膜下出血の患者に対して、専門の医師等により組織的、計画的に脳卒中ケアユニット入院医療管理が行われた場合に、発症後14日を限度として算定する。
 - 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13 部病理診断のうち次に掲げるものは、脳卒中ケアユニット入院医療管理料に含ま れるものとする。
 - イ 入院基本料
 - ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産 婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神 科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート 体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調 整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算及び データ提出加算を除く。)
 - ハ 第2章第3部の各区分の検査(同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。)
 - 二 点滴注射
 - ホ 中心静脈注射
 - へ 酸素吸入(使用した酸素及び窒素の費用を除く。)
 - ト 留置カテーテル設置
 - チ 第13部第1節の病理標本作製料
- A301-4 小児特定集中治療室管理料(1日につき)
 - 1 7日以内の期間

15,500点

2 8日以上14日以内の期間

13,500点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児に対し、必要があって小児特定集中治療室管理が行われた場合に、14日を限度として算定する。
 - 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13 部病理診断のうち次に掲げるものは、小児特定集中治療室管理料に含まれるもの とする。
 - イ 入院基本料
 - 口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師 事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対 策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、救急搬 送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算 を除く。)
 - ハ 第2章第3部の各区分の検査(同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。)
 - 二 点滴注射
 - ホ 中心静脈注射
 - へ 酸素吸入(使用した酸素及び窒素の費用を除く。)
 - ト 留置カテーテル設置
 - チ 第13部第1節の病理標本作製料
- A302 新生児特定集中治療室管理料(1日につき)
 - 1 新生児特定集中治療室管理料1

10,011点

2 新生児特定集中治療室管理料2

6,011点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって新生児特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料及び区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日(出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあっては90日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあっては60日)を限度として、それぞれ所定点数を算定する。
 - 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13 部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児特定集中治療室管理料に含まれるも のとする。

イ 入院基本料

- ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師 事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対 策加算、患者サポート体制充実加算、 褥 瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児 特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出 加算を除く。)
- ハ 第2章第3部の各区分の検査(同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。)
- ニ 点滴注射
- ホ 中心静脈注射
- へ 酸素吸入(使用した酸素及び窒素の費用を除く。)
- ト インキュベーター (使用した酸素及び窒素の費用を除く。)
- チ 第13部第1節の病理標本作製料
- A303 総合周産期特定集中治療室管理料(1日につき)
 - 1 母体・胎児集中治療室管理料

7,011点

2 新生児集中治療室管理料

10,011点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって総合周産期特定集中治療室管理が行われた場合に、1については妊産婦である患者に対して14日を限度として、2については新生児である患者に対して区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日(出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあっては90日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあっては60日)を限度として、それぞれ所定点数を算定する。
 - 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13 部病理診断のうち次に掲げるものは、総合周産期特定集中治療室管理料(チにあっては新生児集中治療室管理料に限り、トにあっては母体・胎児集中治療室管理 料に限る。)に含まれるものとする。

イ 入院基本料

- ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算を除く。)
- ハ 第2章第3部の各区分の検査(同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。)
- 二 点滴注射
- ホ 中心静脈注射
- へ 酸素吸入 (使用した酸素及び窒素の費用を除く。)
- ト 留置カテーテル設置
- チ インキュベーター (使用した酸素及び窒素の費用を除く。)

リ 第13部第1節の病理標本作製料

A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料(1日につき)

- 5,411点
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって新生児治療回復室入院医療管理が行われた場合に、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定した期間と通算して30日(出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあっては120日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあっては90日)を限度として算定する。
 - 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13 部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児治療回復室入院医療管理料に含まれ るものとする。

イ 入院基本料

- ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算を除く。)
- ハ 第2章第3部の各区分の検査(同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。)
- 二 点滴注射
- ホ 中心静脈注射
- へ 酸素吸入(使用した酸素及び窒素の費用を除く。)
- トインキュベーター(使用した酸素及び窒素の費用を除く。)
- チ 第13部第1節の病理標本作製料

A 3 0 4 削除

A305 一類感染症患者入院医療管理料(1日につき)

1 7日以内の期間

8,901点

2 8日以上14日以内の期間

7,701点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た感染症法第6条第13項に規定する特定感染症指定医療機関又は同法第6条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関である保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める感染症患者に対して入院医療管理が行われた場合に、14日を限度として算定する。
 - 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13 部病理診断のうち次に掲げるものは、一類感染症患者入院医療管理料に含まれる ものとする。

イ 入院基本料

- ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算を除く。)
- ハ 第2章第3部の各区分の検査(同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。)
- 二 点滴注射
- ホ 中心静脈注射
- へ 酸素吸入(使用した酸素及び窒素の費用を除く。)
- ト 留置カテーテル設置
- チ 第13部第1節の病理標本作製料

- 注1 重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者又は難病 患者等を主として入院させる病室に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして、地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(療養病棟入 院基本料、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院施設管理加算又は特殊疾患病 棟入院料を算定する病棟を有しないものに限る。) に入院している患者について 、所定点数を算定する。
 - 2 当該病室に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、1日につき 所定点数に600点を加算する。
 - 3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医 療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加 算を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日 に限り2,000点を所定点数に加算する。
 - 4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病 院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、医療 安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算並 びに救急搬送患者地域連携受入加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は 、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。

A307 小児入院医療管理料(1日につき)

1 小児入院医療管理料1

4,511点

2 小児入院医療管理料 2

4,011点

3 小児入院医療管理料3

3,611点

4 小児入院医療管理料4

3,011点

5 小児入院医療管理料 5

- 注1 別に厚生労働大臣の定める小児を入院させる病棟又は施設に関する基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関の 病棟(療養病棟を除く。)に入院している15歳未満の小児について、当該基準に 係る区分に従い、所定点数を算定する。ただし、小児入院医療管理料5を算定す る病棟において、当該入院医療管理料に係る算定要件に該当しない患者が当該病 棟(精神病棟に限る。)に入院した場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟 入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関の病棟において小児入院医療管理が行われた場合は、1 日につき所定点数に100点を加算する。
 - 3 当該病棟に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、1日につき 所定点数に600点を加算する。
 - 4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算並びに当該患者に対して行った 第2章第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及 び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入 院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補 助体制加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地 域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、医療安全対策加算、感染防止対策加 算、患者サポート体制充実加算、 褥 瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集 中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算を除 く。) は、小児入院医療管理料1及び小児入院医療管理料2に含まれるものとす
 - 5 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算並びに当該患者に対して行った 第2章第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及 び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入

院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算を除く。)は、小児入院医療管理料3及び小児入院医療管理料4に含まれるものとする。

6 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算並びに当該患者に対して行った 第2章第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及 び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入 院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補 助体制加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地 域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂 食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート 体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、新生児特定集中治療室退院調整 加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデー タ提出加算を除く。)は、小児入院医療管理料5に含まれるものとする。

A308 回復期リハビリテーション病棟入院料(1日につき)

1 回復期リハビリテーション病棟入院料1

1,911点

(生活療養を受ける場合にあっては、1,897点)

2 回復期リハビリテーション病棟入院料2

1 761占

(生活療養を受ける場合にあっては、1,747点)

3 回復期リハビリテーション病棟入院料3

1,611点

(生活療養を受ける場合にあっては、1,597点)

- 注1 主として回復期リハビリテーションを行う病棟に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める回復期リハビリテーションを要する状態にあるものについて、当該基準に係る区分に従い、当該病棟に入院した日から起算して、それぞれの状態に応じて別に厚生労働大臣が定める日数を限度として所定点数を算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、当該病棟が一般病棟であるときには区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により、当該病棟が療養病棟であるときには区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料1の入院基本料1又は療養病棟入院基本料2の入院基本料1の例により、それぞれ算定する。
 - 2 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者が入院する保険医療機関 について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合(注1のただし書に 規定する場合を除く。)は、休日リハビリテーション提供体制加算として、患者 1人につき1日につき所定点数に60点を加算する。
 - 3 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者が入院する保険医療機関について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合(注1のただし書に規定する場合を除く。)は、リハビリテーション充実加算として、患者1人につき1日につき所定点数に40点を加算する。
 - 4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算、当該患者に対して行った第2章第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算(一般病棟に限る。)、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算及び救急搬送患者地域連携受入加算(一般病棟に限る。)、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、区分番号J038に掲げる人工

腎臓並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。) は、回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。

A308-2 亜急性期入院医療管理料(1日につき)

1 亜急性期入院医療管理料1

2,061点

2 亜急性期入院医療管理料2

1,911点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室を有する保険医療機関において、亜急性期入院医療管理料1については、当該届出に係る病室に入院している患者(亜急性期入院医療管理料2を算定する患者を除く。)に対して、亜急性期入院医療管理料2については、当該届出に係る病室に入院している患者であって、区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料又は区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料を算定したことがある患者について、必要があって亜急性期入院医療管理が行われた場合に、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として所定点数を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が亜急性期入院医療管理料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。
 - 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室を有するものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、亜急性期入院医療管理料1又は亜急性期入院医療管理料2について、所定点数に代えて、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として、1日につき、それぞれ1,761点又は1,661点を算定することができる。
 - 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者(亜急性期入院医療管理料2を算定する患者に限る。)については、リハビリテーション提供体制加算として、1日につき所定点数に50点を加算する。
 - 4 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、救急搬送患者地域連携受入加算及び総合評価加算、第2章第1部医学管理等、第2部在宅医療、第7部リハビリテーション、第8部精神科専門療法、第9部処置(所定点数(第1節に掲げるものに限る。)が1,000点を超えるものに限る。)、第10部手術、第11部麻酔並びに第12部放射線治療に係る費用並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、亜急性期入院医療管理料1に含まれるものとする。
 - 5 診療に係る費用(注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算及び救急搬送患者地域連携受入加算、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、第2章第2部在宅医療、第7部リハビリテーション、区分番号J038に掲げる人工腎臓並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、亜急性期入院医療管理料2に含まれるものとする。

A309 特殊疾患病棟入院料(1日につき)

1 特殊疾患病棟入院料1

1,954点

2 特殊疾患病棟入院料 2

1,581点

注1 別に厚生労働大臣が定める重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病棟に関する施設基準に適合しているものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 当該病棟に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、1日につき 所定点数に600点を加算する。
- 3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
- 4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算並びに救急搬送患者地域連携受入加算(一般病棟に限る。)並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとする。

A310 緩和ケア病棟入院料(1日につき)

1 30日以内の期間

4,791点

2 31日以上60日以内の期間

4,291点

3 61日以上の期間

3,291点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た緩和ケアを行う病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している緩和ケアを要する患者について算定する。ただし、悪性腫瘍の患者及び後天性免疫不全症候群の患者以外の患者が当該病棟に入院した場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。
 - 2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算及び救急搬送患者地域連携受入加算、退院時に当該指導管理を行ったことにより算定できる区分番号C108に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号C108-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料及び区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。

A311 精神科救急入院料(1日につき)

1 精神科救急入院料1

イ 30日以内の期間

3,462点

ロ 31日以上の期間

3,042点

2 精神科救急入院料 2

イ 30日以内の期間

3,262点

ロ 31日以上の期間

2,842点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者(別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。)について、当該基準に係る区分に従い算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。
 - 2 診療に係る費用(注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費

用を除く。) は、精神科救急入院料に含まれるものとする。

3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に 非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には 、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬の種類数に応じ、次に掲げる点数 をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 非定型抗精神病薬加算1 (2種類以下の場合)

15点

ロ 非定型抗精神病薬加算2 (イ以外の場合)

10点

A311-2 精神科急性期治療病棟入院料(1日につき)

1 精神科急性期治療病棟入院料1

イ 30日以内の期間

1,931点

ロ 31日以上の期間

1,611点

2 精神科急性期治療病棟入院料 2

イ 30日以内の期間

1,831点

ロ 31日以上の期間

1,511点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者(別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。)について、当該施設基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。
 - 2 診療に係る費用(注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算(精神科急性期治療病棟入院料1を算定するものに限る。)、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、重度アルコール依存症入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。)は、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるものとする。
 - 3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に 非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には 、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬の種類数に応じ、次に掲げる点数 をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 非定型抗精神病薬加算1 (2種類以下の場合)

15点

ロ 非定型抗精神病薬加算2 (イ以外の場合)

10点

A311-3 精神科救急・合併症入院料(1日につき)

1 30日以内の期間

3,462点

2 31日以上の期間

3,042点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者(別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。)について算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。
 - 2 診療に係る費用(注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア

加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。)は、精神科救急・合併症入院料に含まれるものとする。

3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に 非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には 、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬の種類数に応じ、次に掲げる点数 をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 非定型抗精神病薬加算1 (2種類以下の場合)

15点

ロ 非定型抗精神病薬加算2 (イ以外の場合)

10点

A 3 1 1 - 4 児童・思春期精神科入院医療管理料 (1 日につき)

2,911点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は治療室に入院している20歳未満の精神疾患を有する患者について、所定点数を算定する。ただし、当該病棟又は治療室に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。
 - 2 診療に要する費用(第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、救急搬送患者地域連携受入加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算並びに第2章第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔及び第13部第2節病理診断・判断料の費用を除く。)は、児童・思春期精神科入院医療管理料に含まれるものとする。

A312 精神療養病棟入院料(1日につき)

1,061点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に 入院している患者について、所定点数を算定する。
 - 2 診療に係る費用(注3、注4及び注5に規定する加算、第2節に規定する臨床 研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科 地域移行実施加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充 実加算及び精神科救急搬送患者地域連携受入加算、第2章第8部精神科専門療法 に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、精神療養病棟入院 料に含まれるものとする。
 - 3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に 非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には 、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬の種類数に応じ、次に掲げる点数 をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 非定型抗精神病薬加算1 (2種類以下の場合)

15点

ロ 非定型抗精神病薬加算2 (イ以外の場合)

10点

4 別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、重症者加算として、当該患者に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、重症者加算1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者についてのみ加算する。

イ 重症者加算1

60点

ロ 重症者加算 2

30点

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該病棟に入院している患者について退院支援計画を作成し、退院支援部署による退院調整を行った場合は、退院調整加算として、退院時に所定点数に500点を加算する。

A 3 1 3 削除

- A314 認知症治療病棟入院料(1日につき)
 - 1 認知症治療病棟入院料1

イ 30日以内の期間 1,761点

ロ 31日以上60日以内の期間 1,461点

ハ 61日以上の期間 1,171点

2 認知症治療病棟入院料2

イ 30日以内の期間 1,281点

ロ 31日以上60日以内の期間

1,081点 961点

ハ 61日以上の期間

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た病院である保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院してい る患者について、当該施設基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関において、当該病棟に6月以上入院している 患者について退院支援計画を作成し、退院支援部署による退院調整を行った場合 は、退院調整加算として、退院時に所定点数に300点を加算する。
 - 3 当該病棟が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保 険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟である場合には、認知症夜間対応加 算として、入院した日から起算して30日を限度として、1日につき84点を所定点 数に加算する。
 - 4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算及び地域連携認知症集中治療加算、第2章第8部精神科専門療法に係る費用、区分番号J038に掲げる人工腎臓(入院した日から起算して60日以内の期間に限る。)並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。

A315及びA316 削除

A317 特定一般病棟入院料(1日につき)

1 特定一般病棟入院料1

1,103点

2 特定一般病棟入院料 2

945点

- 注1 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関(1病棟のものに限る。)が、一定地域で必要とされる医療を当該保険医療機関で確保するための体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
 - 2 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき 所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間

450点

ロ 15日以上30日以内の期間

- 3 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児(者)受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
- 4 当該病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援病床初期加算とし

て、1日につき150点を所定点数に加算する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行った場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、1日につき5点を所定点数に加算する。
- 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、総合 入院体制加算、臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加算、超急性期脳卒中 加算、妊産婦緊急搬送入院加算、在宅患者緊急入院診療加算、診療録管理体制加 算、医師事務作業補助体制加算、乳幼児加算・幼児加算、難病等特別入院診療加 算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、看護配置加 算、看護補助加算、地域加算、離島加算、療養環境加算、HIV感染者療養環境 特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算、小児 療養環境特別加算、無菌治療室管理加算、放射線治療病室管理加算、緩和ケア診 療加算、精神科リエゾンチーム加算、強度行動障害入院医療管理加算、重度アル コール依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、がん診療連携拠点 病院加算、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患 者サポート体制充実加算、 褥 瘡ハイリスク患者ケア加算、ハイリスク妊娠管理 加算、ハイリスク分娩管理加算、退院調整加算、新生児特定集中治療室退院調整 加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算、総合評 価加算、呼吸ケアチーム加算及び後発医薬品使用体制加算について、同節に規定 する算定要件を満たす場合に算定できる。
- 7 当該病棟の病室のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院する患者(注9に規定する患者を除く。)に対し、必要があって亜急性期入院医療管理が行われた場合には、注1から注6までの規定にかかわらず、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として、1,761点を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。
- 8 注7本文の規定により所定点数を算定する場合においては、診療に係る費用(第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域 加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策 加算、患者サポート体制充実加算、救急搬送患者地域連携受入加算及び総合評価 加算、第2章第1部医学管理等、第2部在宅医療、第7部リハビリテーション、 第8部精神科専門療法、第9部処置(所定点数(第1節に掲げるものに限る。) が1,000点を超えるものに限る。)、第10部手術、第11部麻酔並びに第12部放射線 治療に係る費用並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、当該所定点数に含 まれるものとする。
- 9 当該病棟の病室のうち、注7の規定により地方厚生局長等に届け出た病室に入院する患者であって区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料又は区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料を算定したことがある患者について、亜急性期入院医療管理が行われた場合には、注1から注6までの規定にかかわらず、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として、1,661点を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。
- 10 注9本文の規定により所定点数を算定する場合においては、診療に係る費用(注11に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算及び救急搬送患者地域連携受入加算、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、第2章第2部在宅医療、第7

部リハビリテーションの費用、区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。) は、当該所定点数に含まれるものとする。

- 11 注9本文の規定により所定点数を算定する場合においては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者については、リハビリテーション提供体制加算として、1日につき所定点数に50点を加算する。
- 12 注1から注6までの規定にかかわらず、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(注7の規定により地方厚生局長等に届け出た病室に入院する者を除く。)であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料1の例により算定する。

第4節 短期滞在手術基本料

区分

A 4 0 0 短期滞在手術基本料

1 短期滞在手術基本料1 (日帰りの場合)

2,800点

2 短期滞在手術基本料2 (1泊2日の場合)

4,822点

(生活療養を受ける場合にあっては、4,794点)

3 短期滞在手術基本料3 (4泊5日までの場合)

5, 703点

(生活療養を受ける場合にあっては、5,633点)

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合(同一の日に入院及び退院した場合に限る。)は短期滞在手術基本料1を、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合(入院した日の翌日までに退院した場合に限る。)は短期滞在手術基本料2を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病又は負傷につき、退院の日から起算して7日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。
 - 2 保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合(入院した日から起算して5日までの期間に限る。)は、短期滞在手術基本料3を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病につき、退院の日から起算して7日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。
 - 3 第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、 短期滞在手術基本料1に含まれるものとする。
 - イ 尿中一般物質定性半定量検査
 - ロ 血液形態・機能検査

末梢血液像(自動機械法)、末梢血液像(鏡検法)及び末梢血液一般検査

ハ 出血・凝固検査

出血時間、プロトロンビン時間 (PT)、全血凝固時間及び活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ(ALP)、コリンエステラーゼ(ChE)、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ(γ -GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチンキナーゼ(CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄(Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査(試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、リン脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノト

ランスフェラーゼ (ALT) 及びイオン化カルシウム

ホ 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応(STS)定性、抗ストレプトリジンO(ASO)定性、抗ストレプトリジンO(ASO)定量、抗ストレプトリジンO(ASO)定量、抗ストレプトキナーゼ(ASK)定性、抗ストレプトキナーゼ(ASK)半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、HIV-1抗体、肺炎球菌抗原定性(尿・髄液)、ヘモフィルス・インフルエンザ b型(Hib)抗原定性(尿・髄液)、単純ヘルペスウイルス抗原定性、RSウイルス抗原定性及び淋菌抗原定性

へ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原定性・半定量及びHCV抗体定性・定量

ト 血 漿 蛋白免疫学的検査 C 反応性蛋白 (C R P) 定性及びC 反応性蛋白 (C R P)

チ 心電図検査

区分番号D208の1に掲げるもの

リ 写真診断

区分番号E001の1に掲げるもの

ヌ 撮影

区分番号 E 0 0 2 の 1 に掲げるもの

ル 麻酔管理料([)

区分番号L009に掲げるもの

ヲ 麻酔管理料(Ⅱ)

区分番号L010に掲げるもの

- 4 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔の うち次に掲げるものは、短期滞在手術基本料2に含まれるものとする。
 - イ 入院基本料
 - ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算及びが ん診療連携拠点病院加算を除く。)
 - ハ 注3のイからヲまでに掲げるもの
- 5 第1章基本診療料、第2章第1部医学管理等、第3部検査、第4部画像診断、 第5部投薬、第6部注射、第7部リハビリテーション、第8部精神科専門療法、 第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、短期滞在手術基本料3 に含まれるものとする。
 - イ 入院基本料 (特別入院基本料等を除く。)
 - 口 入院基本料等加算(区分番号A204-2に掲げる臨床研修病院入院診療加算、区分番号A218に掲げる地域加算、区分番号A218-2に掲げる離島加算、区分番号A234-2に掲げる医療安全対策加算、区分番号A234-2に掲げる感染防止対策加算、区分番号A234-3に掲げる患者サポート体制充実加算及び区分番号A245に掲げるデータ提出加算を除く。)
 - ハ 医学管理等 (区分番号B001-4に掲げる手術前医学管理料及び区分番号 B001-5に掲げる手術後医学管理料に限る。)
 - 二 検査(区分番号D206、D295からD325まで及びD401からD4 19までに掲げる検査を除く。)
 - ホ 画像診断(第2章第4部通則第4号及び第6号に規定する画像診断管理加算 1並びに同部通則第5号及び第7号に規定する画像診断管理加算2並びに区分 番号E003の3に掲げる動脈造影カテーテル法(イに限る。)を除く。)
 - へ 投薬 (除外薬剤・注射薬を除く。)
 - ト 注射 (除外薬剤・注射薬を除く。)
 - チ リハビリテーション (薬剤料に限る。)
 - リ 精神科専門療法(薬剤料に限る。)

- ヌ 処置(1,000点未満のものに限る。)
- ル 病理診断 (第2章第13部第1節の病理標本作製料に限る。)